動薬協会発２０５号
令 和 ２年 ４月 １日

公益社団法人日本動物用医薬品協会役員候補者の公募のお知らせ

1 公募する役員候補者
常勤理事 2名

2 就任予定時期、任期
令和2年6月５日の当協会通常総会の決議によって選任された後、理事に就任する。その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

3 職務内容
理事として、定款第27条に定める職務を執行する。

4 応募者に必要とされる経験、能力等
当協会は公益社団法人であり、役員候補者には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の第65条に規定されている「役員になることができない者」に該当しないことが必要です。
また、本協会の目的である「動物に使用する動物用医薬品等の開発、改良及びその普及並びに動物用医薬品等に関する調査研究の成果の活用を図ることにより、動物の衛生の向上を推進し、人と動物の共生の増進を通じて公衆衛生の向上に寄与することを目的とする」等について、十分な理解と業務を行う職員等の諸課題に対し、適切な指揮監督し、円滑かつ的確に対処できる経験と実績が求められます。
また、海外の関係機関等との調和並びに協調に関する事業を実施していることから外国機関との対応経験等の実績も求められます。具体的には、次のような経験を総合的に判断して選考します。

（1） 医薬品医療機器等法等関係法令を熟知し、医薬品の承認申請又は審査等の薬事事務に係る経験を有していること
（2） 海外機関等との英語を介した業務を行った経験を有すること
（3） 大学において獣医学、医学、薬学等に関する教育を修めて、獣医師、医師、薬剤師等の資格を有していること
（4） 組織マネジメントを行った経験があり、人事・労務管理についての知識と経験を有していること

5 勤務条件
（1）勤務形態　常勤
（2）勤務場所　公益社団法人日本動物用医薬品協会
（中央区日本橋本町４－６－１０　サトービル6階）
（3）給与　公益社団法人日本動物用医薬品協会役員の報酬等及び費用に関する規程（平成25年4月1日）に準ずる。

6 選考方法

書類審査及び面接審査により候補者を決定し、総会の決議によって選任された後、理事に就任する。

なお、面接審査の対象者には、面接日時、場所等を別途連絡する。

7 応募方法

（1）応募書類

①履歴書（様式第1。写真を添付すること。）

最近3ヶ月以内に撮影した写真を貼付して下さい。履歴・資格欄には上記4の知識、経験等を裏付ける事項を記載して下さい。

②応募資格・経験等に該当することの申立書（様式第2）

Ａ4縦置き横書き、1，000字（1ページ）程度で簡潔に作成して下さい。

③兼職状況申立書（様式第3）

④理事等の欠格事由に該当しないことの申立書（様式第4）

（2）書類提出方法

一般書留による郵送のみとする。

（3）応募書類提出先

公益社団法人日本動物用医薬品協会　総務課

＊封書表に、「役員応募書類在中」と記載すること。

郵便番号　103－0023

住所　東京都中央区日本橋本町4－6－10
サトービル6階

（4）書類提出締め切り

令和2年4月22日（必着）

8 応募に関する問合せ先

公益社団法人日本動物用医薬品協会総務課あて

電話番号　03－5204－0440（代表）

9 その他

・応募書類は返却いたしません。

・審査過程等については、二次審査の対象者に面接日時、場所等を連絡する以外は、問合せに応じません。

・提出いただいた応募書類は、候補者の選定のみに使用し、他の目的には使用しません。

様式第1

履 歴 書

令和　　年　月　日現在

写真 (提出前3ヶ月以内に撮影したもの)

ふりがな	
氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印	
昭和　　年　　月　　日生　　(満　　　歳)	男　・　女
現住所(〒○○○—○○○○)	Tel Fax
現在の所属先名と肩書き	
所属先住所(〒○○○—○○○○)	Tel Fax

年	月	学歴・職歴
		(学歴)
		(職歴)

※枠が足りない場合は適宜追加して記入してください。
　応募資格・経験等の審議に資するのに必要な職務経歴を記載してください。

特記事項	

様式第2

応募資格・経験等に該当することの申立書

氏名：

（応募する役職、応募の理由、自らが公募役職の資格・経験等に該当していることを記述してください。）

兼職状況申立書

兼職状況を下記のとおりお知らせします。

令和　　年　　月　　日

氏名　　　　　　　　　　印

公益社団法人日本動物用医薬品協会　御中

記

兼職の有無（ あり ・ なし ）

※上記いずれかに〇印を付け、「 あり 」の場合は以下に記入願います。

団体名	役職(職名)	団体の住所地(住所、電話番号)

（注）他の団体で理事などを兼務されている場合はもれなくご記入ください。
欄が足りない場合は適宜追加してご記入ください。

様式第4

理事等の欠格事由に該当しないことの申立書

私は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)にて規定されている「理事、監事及び評議員の欠格事由(第6条第1号イからニまで)」に該当しないことを申し立てます。

また、私が理事に選任された場合、下記に記載した私の氏名、生年月日及び現住所(住民票にて登録した住所)を内閣府に対して届け出ること、並びに内閣府が同法第6条に規定する欠格事由の審議に必要な範囲で、氏名及び生年月日の情報を他の行政庁に提供する場合があることについて、同意します。

令和　　年　　月　　日

氏 名　　　　　　　　　　印
生年月日
現住所

公益社団法人日本動物用医薬品協会　御中

役員に立候補または推薦する際の注意事項

公益法人は、役員が下記の欠格事由に該当しないことを確認し、内閣府に報告する必要があります。このため、下記に該当する方は当協会の役員候補者に立候補または推薦することは出来ませんのでご留意下さい。

（理事、監事及び評議員の欠格事由）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)
第6条第1号ロ、ハ、ニ
理事、監事及び評議員のうちに、次のいずれかに該当する者がいる。

（1）次の事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 認定法の規定に違反したこと(偽りその他不正手段により公益認定を受けること等)
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）の規定に違反したこと（理事等の特別背任、法人財産の処分に関する罪等）
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）に違反したこと
- 刑法（明治40年法律第45号）第204条（傷害）、第206条(現場助勢)、第208条(暴行)、第208条の3第1項（凶器準備集合）、第222条（脅迫）又は第247条（背任）の罪を犯したこと
- 暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）第1条、第2条又は第3条の罪を犯したこと
- 国税又は地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税又は地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したこと

（2）禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者